

昌子の広場

第59報

小林昌子議会報告

和泉市無所属市民派議員

小林昌子

和泉市緑ヶ丘2-13-10

自宅 Tel(Fax) 0725-54-2626

事務所 Tel(Fax)0725-53-4451

Email masakokob@yahoo.co.jp

http://masako-hiroba.info/

ホームページもご覧下さい

yahoo の小林昌子で検索出来ます



他の自治体の監査結果をコピー
ズサンな監査結果に市民はカンカン
稲田前市長に関する監査結果出る

目次

- ・他の自治体の監査結果をコピー P1-2
- ・稲田前市長に関する監査結果 P3
- ・住基ネット控訴審に向けて、昌子の広場 P4

前代未聞！和泉市監査結果に 他自治体の監査結果をコピー 請求人カンカン



チェック機能を果たすことが期待されており、このような常識外れの監査は、住民の市政への直接参加の権利を保障する住民監査制度を蔑ろにする極めて重大な背信行為です。新聞記事では参考にした自治体は「こちらも苦労して作った。出典くらい明記しないと請求人に不親切では」と苦笑い。と伝えています。又識者の新川達郎(いかわ・たつろう)同志社大学院教授(地方自治論)の

昌子のちょっと一言

監査委員の軽重が問われる事件です。監査委員は議員とそれ以外の2名体制です。専門的な知識や経験が問われる監査委員に市のOBが就任するのが適当なのか考えてみる必要があります。弁護士や公認会計士などの専門的能力を持った人の就任が望まれます。

市民の訃報情報を議員に提供するのは違法としておこした住民監査請求に監査結果の盗用
議会選出の原口監査委員は今回の監査請求の利害関係者として監査に加わらず、監査委員は役所OBの池野氏が今回の監査を行いました。
監査委員は独立した地位が保障され、人格識見とも優れた人物がこれを担うことにより、市の行政の

コメントとして「違法ではないが、監査結果は非常に重い。出典も示さずほかの文章を使うのは、監査委員の存在意義が問われる」と報じています。

如何にいい加減な監査か一例を紹介

・東京都の監査結果

議員は、(中略)都民に期待されている。
監査対象局は、監査対象局が議員が十分な議員活動を行うために必要な情報を収集し、提供することは、議会を補佐する機関として重要な役割である、と説明している。

ところで、議会の事務局は、(以下略)

・和泉市の監査結果

議員は、(中略)市民に期待されている。
このため議員は、市民の要望(中略)円滑な議員活動に資するものであり、監査事務局が議員が十分な議員活動を行うために必要な情報を収集し、提供することは、議会を補佐する機関として重要な役割である。と説明している。

ところで、議会の事務局は、(以下略)

・不自然な所

東京都の下線の部分をカットし、そこに監査結果の二重下線の自作のフレーズを挿入したため、波下線の主語のないフレーズが残った。

・ズサンな監査

少し読めば、おかしいところはすぐ分かるはずだが、コピーした部分と自分で作った所を十分チェックしないでつないだ結果がこの様なちんぷんかんぷんの文章になった。

<市長に善処を要請>

考えられない監査結果を受けて、請求人は市長に善処を要請しました。要請書には今回の監査結果は監査の信頼を著しく失墜させるものであり、以下を要請する。

・監査委員を地方自治法第197条第2項により罷免せよ

・監査委員を変更して再監査をせよ

それに対し市長は「弁護士とも相談したが、監査委員の罷免は行わない、再監査も実施しない。今後も監査の正当性が保たれるようにする」と返答。対応しない理由は文書では明らかではありませんが、それまでの感触では、「議長や市長の権限に属する事項については同じような記述になるのも不自然ではない」として関係者の責任を問わないと言うことです。

他の自治体の監査を丸写しにしたのは明らかで、倫理的にも監査委員として相応しくないのは歴然です。これを不問にする考えが理解できません。

監査の内容についても全く不十分

左記のように監査結果が他の自治体の監査結果の丸写しという遺憾な監査であったと同時に、監査結果についても承服できかねる結論でした。

請求人の二点の主張について監査結果は、
 主張その1

議員の葬儀への参列は選挙目当ての個人的な目的でなされたもので、このための議員への訃報提供は公務で行ってはならない。

監査結果は

議員の葬儀参列は議員活動を円滑にするのに有効であり、そのための情報提供は議会事務局の仕事である。

主張その2

議員に提供されている葬儀情報は個人情報保護条例に違反して取得したもので、これを送信することは違法である。

監査結果は

葬儀情報の取得は住民訴訟の対象である財務会計行為と一体の関係はない。従って監査の必要を認めない。

<監査を受けての感想>

その1・葬儀参列の目的

葬儀への参列の目的が本音と建て前のぶつかったもので、如何に抗弁しようとも市民の方はお見通しです。

その2・個人情報保護問題

形式的理由で監査委員は判断を回避しました。FAX送信するために葬儀情報を収集しているのであり、一体的関係にあるのは明らかです。

監査結果が不満で裁判を提訴

請求人は不当な監査結果を受けて、6月23日に大阪地方裁判所に住民訴訟をおこしました。

請求の趣旨は

市長に対し
 「議員への市民の訃報情報の提供を差し止めよ」と求めています。
 これから息の長い裁判が続きます。

昌子のちょっと一言

市民を馬鹿にしたような監査に対し、市長の対応は極めて不十分でした。弁護士と相談の結果とされていますが、法的問題以外に監査委員の倫理観が問われているのです。監査制度は市のチェック機関として極めて重要な制度です。この制度を運用する人はそれなりの人が必要です。

稲田前市長の逮捕拘留期間中の給与支給を違法とした監査請求に対しその監査結果が出ました

私が本年4月におこしていました住民監査請求について、監査結果が送達されました。

この監査は稲田前市長が逮捕拘留期間中に給与の全額を受け取っていたことを違法としておこした住民監査請求です。

請求の趣旨は以下の3点です。

- ・逮捕後辞職まで長期を要したこと
稲田前市長は逮捕後否認を続け、その結果辞表の提出が遅れ、更に辞表が提出された後も議会を初め関係者が適切な対応を取らなかった結果、辞職まで長期を要した。
- ・条例の適用を誤り給与の全額を支給したこと
逮捕拘留期間中及び辞職までの期間について、給与の全額を条例の適用を誤り支給したこと
- ・一般職員との処分の不均衡
一般職員はこの様な時は即刻懲戒処分となり、給与は支給されない。これに比べより高い倫理性・規範性が要求される市長の処分としては極めて不均衡である

以上の理由から、稲田前市長に当該期間中の給与の返還を現市長が行うよう勧告すべきと監査委員に求めたものです。

その監査結果が送達されましたが、一名の監査委員は私の主張をほぼ認め、もう一人の監査委員は主張を認めない結果、合意に達しないので監査結果が出せない事になりました。

監査結果が出ないということは、結果的には請求の棄却と同じで、一名の監査委員には敬意を表しますが、この結果には納得出来ませんので、住民訴訟で争います。

この監査でも不自然なことが！

実はこの監査でも不自然なことがありました。

それは関係部局の意見陳述で起こったことです。意見陳述は監査委員に対し、請求者と市の関係部局が意見を述べるもので、当然のこととして事実に基づいて陳述しなければなりません。

問題の陳述は私たち請求人が市長の逮捕以降辞職までの期間が長すぎると主張したのに対し行われた陳述です。総務の1理事は「市長の辞職願には日付が無かったので、辞職願いが出されて20日後の自然失職しか方法が無かった」と陳述しました。請求人は念のため前市長の辞職願を情報公開請求しました。

その後1理事が訪ねてきて「実は日付が無かったと陳述したのは自分の早とちりで、当日付をもって辞職とあるので日付はあった。」と申し出ました。それは辞職願の情報公開の前日でした。

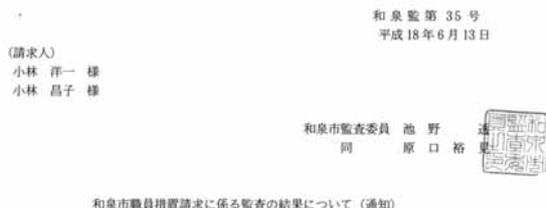
日付があれば直ちに議会を招集し、議会でそれを認めれば前市長の辞職はもっと早く出来たのです。それを怠った事を隠すため日付が無かったと陳述したものだと思われます。

又意見陳述は1理事個人の意見を陳述するのではなく市を代表して陳述するわけで、多くの関係者の打合せの結果であり、個人的な早とちりで起こることはあり得ません。その証拠にこの陳述内容を起案したのはT課長で、稲田前市長の騒動の時は人事課には在籍せず、今回の意見陳述の起案の時に初めて前市長の辞職願を確認しているはずで、その折には日付は当然確認しているはずで、日付が無かったと勘違いするなどありよう筈がありません。それを1理事の個人的な勘違いで押し通そうとする態度は許せません。

請求人には日付のあるなしなど分かるはずがないと決めつけて、この様な事実をごまかした陳述を行う市の体質は、前の計報のコピー問題と相通ずる所があるような気がしてなりません。

昌子のちょっと一言

先般の計報の監査結果については主要な部分で、他の自治体の監査の結果をコピーしたとして、新聞にも報道され、和泉市の監査に疑問を持っていましたが、今回異なる監査の意見がでました。市の対応を批判した勇気ある監査に敬意を表します。



和泉市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）
平成18年4月17日に提出のあった地方自治法第242条第1項の規定に基づく和泉市職員措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

住基ネット控訴審に向けて

金沢判決以降敗訴が続いています。何とか控訴審で逆転を果たしたいものです。

私の夫が現在、個人情報保護上大きな問題を抱える議員への一般市民の訃報情報提供について住民監査請求をおこなっています。この中で役所の個人情報保護に対する認識が極めて低いことが分かりました。この様な職員が運用する住基ネットの危なさを再認識し、住基ネット阻止の思いが更に強まりました。和泉市では市民からの火葬の届けを受け付けると、その情報を議会事務局に伝え、事務局はそれをFAXで一部議員を除き全議員に配信しています。昔は三々五々議員が聞きに来るので、面倒なのでこの様なやり方に変えたそうです。(勿論私は配信を拒否しています)

監査請求では本来議員の都合のために、職員の手間をかけ、FAX通信費を費やすことは市民の税金を使ってやるべき仕事ではない事。更に大きな問題は死者の情報という重大な個人情報をみだりに目的外に利用してはならないことをポイントに請求しています。何の問題意識も無く議員に提供する役所の職員の個人情報に関する感度の鈍さには驚きです。

大阪府でこの様な事を行っている市は和泉市を除いて他にはありません。以前は同じような事をしていた自治体も、個人情報保護条例の制定を機に止めたそうです。和泉市は他の自治体と比べても比較的早く個人情報保護条例を制定していますが、仏作って魂入れずの例え通り形だけ整えただけなのです。

更に驚いたのが、監査請求の市の関係部局の意見陳述で、死亡された方の情報を提供した市民課の課長が、自分達が提供しているのは氏名と住所だけで、そんなに重要な個人情報ではない。葬儀場の近くに“誰々の葬儀は何処何処で何時から”というような立て看板があるがそれと同じなので問題ないと陳述したことです。住基ネットの主管である市民課がこの様な意識です。この様な人が運用している住基ネットが何時破綻するか、大変心配しています。

昌子の広場

昌子の日記

- 6/1 川上ダム予定地見学
- 6/2 和泉中央駅会報配布、スペースかなび

- 6/3 近畿オンブズ定例会
- 6/4 槇尾山自然観察会&バーベキュー
- 6/5 南池田中学校「ドリームマップ」見学
- 6/6 和泉中央駅会報配布
- 6/7 和泉中央駅会報配布、家庭訪問支援員講座
- 6/8 青少年問題協議会、戦没者追悼式、部落解放同盟 和泉支部定期大会
- 6/9 郷荘中学校
- 6/10 青葉はつが野小学校開校式、万葉講座
- 6/11 信太山丘陵観察会&定例会
- 6/12 和泉中央駅会報配布、南松尾中学校
- 6/13 信太山駅会報配布、議会運営委員会、会派会合
- 6/14 富秋中学校
- 6/15 ソロプチ定例会
- 6/16 NPO 法人和泉 100 人委員会市長面談
- 6/20 本会議
- 6/21 和泉中央駅会報配布、民生企業委員会傍聴
- 6/22 光明池駅会報配布、産業建設委員会
- 6/23 総務文教委員会傍聴
- 6/24 防災協会定期総会
- 6/25 槇尾川ダム定例会
- 6/26 議会運営委員会
- 6/27 家庭訪問支援講座、北池田中学校
- 6/28 事務所運営委員会、緑資源機構
- 6/29 一般質問
- 6/30 一般質問、日中関係のこれからを考える講演会

<事務所行事> いずれも小林昌子事務所で

連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626
事務所 TEL 0725-53-4451
(事務所 緑ヶ丘1-3-15)

万葉講座(場所 緑ヶ丘自治会館にて)

・講師 大高勇さん(犬養万葉顕彰会会員)
参加費 1,300円(3回分)

- ・44回 6/10(土) 済み
- ・45回 7/8(土) 万葉からだ(体)賛歌 - 2
万葉人が親しんだからだの言葉
- ・46回 9/9(土) 越(こし)の国万葉
(含む次回越の国万葉旅行事前説明)

<特別企画>

・10/8(日)、9(月)越(こし)の国万葉旅行
今庄~武生~高岡~氷見(泊) 一泊二日

ちぎり絵

・講師 西原志満子さん
・7月12日(水)13時~16時
・材料費実費 参加費無料

パソコン講座(参加費無料)

・毎週 火、木曜日 14時から約2時間
・初めて来られる方はご連絡下さい

市政相談会

・第2、4水曜日 20:~21:30